配当公告

静岡県富士市五貫島三五九レオパレスフルール二〇一号室、前住所静岡県富士市神谷新町一一一番地　破産者　後藤　仁

右の者に対する静岡地方裁判所富士支部平成二十一年（フ）第一八〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　優先債権　金九四五円
　一般債権　金三六八、九〇六、四七〇円
一、配当することのできる金額
　優先債権　金九四五円
　一般債権　金二八、七五二、七八一円

平成二十二年七月五日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇　破産管財人　杉山　利朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下野市小金井五丁目九番地五、最後の住所栃木県下野市下古山一一七四番地特別養護老人ホームいしばし　被相続人　亡　近藤トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

栃木県下野市医大前三丁目一〇番地一三　相続財産管理人　飯島　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市玉沢三〇一番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内藤清一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

静岡県沼津市小諏訪四一八番地　相続財産管理人　加藤由喜夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田二九番地一、最後の住所愛知県一宮市大和町馬引字宮浦二三番地モアグレース馬引九〇三号　被相続人　亡　渡瀬　勝信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

名古屋市中区大須四丁目一三番四六号ウイストリアビル九階久世法律会計事務所　相続財産管理人　弁護士　久保　晴男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字増田五二一番地、最後の住所三重県桑名市大字増田一六七七番地三　被相続人　亡　中村いち江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

事務所三重県桑名市内堀五五番地　相続財産管理人　乾　由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県長門市西深川三九六八番地、最後の住所奈良県大和高田市昭和町八番一〇―七一三号　被相続人　亡　通井　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル二階　相続財産管理人弁護士　久米川良子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市市場町六五三番地、最後の住所兵庫県小野市王子町八九四番地　被相続人　亡　田中　巴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　東町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　幸寺　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡土庄町淵崎甲一一四八番地、最後の住所香川県小豆郡小豆島町池田六四〇番地　被相続人　亡　永井　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲二一三八番地七　相続財産管理人　山下　治也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市東町二七三四番地、最後の住所長崎市東町二七三一番地二　被相続人　亡　上戸　一喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル四〇一号　相続財産管理人　弁護士　今井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市郡元町二六九九番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　遠矢平兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月五日

事務所鹿児島市荒田二丁目四二番一三号照国総合法律事務所荒田事務所　相続財産管理人　弁護士　桃木野　聡

無縁墳墓等改葬公告

景観並びに安全衛生のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月五日

一　墳墓等所在地　静岡県牧之原市相良（入船）
一　墳墓等の名称　陣台山墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　静岡県牧之原市相良一八四　海雲山　宗教法人　龍音寺　代表役員　樋口俊成　〇五四八―五二―〇八一四

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を北海道知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年七月五日

左記代理人
北海道家畜商業協同組合連合会
会長　多田　政行

記

一、住所、氏名　北海道足寄郡足寄町大誉地七五〇番地の三、仲野　成男
一、住所、氏名　北海道帯広市西一二条北八丁目八番地、宮本　信
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字中士幌西二線七四番地、堀江　徳雄
一、住所、氏名　北海道帯広市西八条南一〇丁目三番地五、山田　正
一、住所、氏名　北海道帯広市西一八条南一丁目二七番地二、蘇武　孝夫
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西九線一五〇番地、佐々木淳一
一、住所、氏名　北海道帯広市川西町基線五四番地七、長内　静
一、住所、氏名　北海道帯広市西一九条南二丁目二三番一六号、田邊　重吉
一、住所、氏名　北海道河東郡士幌町字上音更西六線一六〇番地、吉川　民義
一、住所、氏名　北海道河東郡鹿追町西笹川三番地一八、大原　睦生
一、住所、氏名　北海道河東郡鹿追町北鹿追北六線二番地四、熊崎　克行
一、住所、氏名　北海道上川郡清水町字人舞二八七番地、藤田　秀明
一、住所、氏名　北海道河東郡音更町字高倉西五線七八番地、柴田　政一
一、住所、氏名　北海道上川郡清水町南一条二丁目二番地、仲山　英治